

懲戒関係諸規則

■麗澤大学学生懲戒細則

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、麗澤大学大学院学則第37条又は麗澤大学(以下「本学」という。)学則第38条第3項に定める学生の懲戒に関し、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 学生に対する懲戒は、学校教育法第11条(昭和22年3月29日法律第26号)及び学校教育法施行規則第26条(昭和22年5月23日文部省令第11号)の規定に基づき、学生に対する制裁として一定の不利益を与える処分である。

2 懲戒は、懲戒対象行為がなされたことを要件として、その態様、結果、影響等を総合的に検討し、建学の精神に基づく教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 懲戒の対象となる行為等は、次のとおりとする。

- (1) 刑事事件となる行為
- (2) 試験等における不正行為
- (3) 著しい性行不良の場合
- (4) 学力劣等で成業の見込みがない場合
- (5) 正当な理由がなく、1か月以上欠席し、または長期にわたって出席が常でない場合
- (6) 学生としての本分に著しく反する行為
- (7) 本学が定める諸規則、諸規程及びガイドライン等に違反する行為
- (8) その他本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為

(懲戒の種類及び内容)

第4条 懲戒の種類及び内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分をはく奪すること。原則として再入学は認めない。
 - (2) 停学 自分が行った行為について考え、更生のための時間を与えるため、期間を定めずに(以下「無期停学」という。)又は期間を定めて(以下「有期停学」という。)登校及び課外活動を禁ずること。
 - (3) 戒告 文書により厳重な注意を与え、将来を戒めること。
- 2 無期停学の期間は3か月以上とし、有期停学の期間は1か月以上3か月未満とする。
- 3 停学の期間は、在学年限に算入するが、修業年限には算入しない。ただし、2か月以内の停学の場合に限り、停学期間を修業年限に算入する。

4 停学の期間には、夏季休暇、冬季休暇等、その他の休業日を含むものとする。

5 停学期間中の学費等は、納入しなければならない。

(注意)

第5条 学長は、前条に規定する懲戒に該当しない場合でも、教育的指導の観点から、口頭又は文書により注意を行うことができる。

2 注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

3 注意の伝達は、学生担当の副学長が、当該学生が所属する研究科長、学部長、又は専攻長立会いの下で行うものとする。

(懲戒の量定)

第6条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分基準(以下「懲戒基準」という。)に準拠する。

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、懲戒基準に定める処分を加重軽減することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、懲戒基準に掲げられていない懲戒対象行為については、懲戒基準に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことができる。

(調査委員会による処分方針案の策定)

第7条 懲戒行為を行った学生が所属する研究科長、学部長及び副学長(以下「大学執行部」という。)は、懲戒対象行為を確認したときは、調査委員会を設置し、懲戒対象行為に係る事実の認定及び懲戒処分の量定に係る審議をさせなければならない。

2 調査委員会の委員長は、学生担当の副学長とする。

3 調査委員会の委員は、学生担当の副学長が指名する。

4 調査委員会は、懲戒対象行為に係る事実の認定に当たっては、事実関係の調査及び当該学生に対する事情聴取を行わなければならない。

5 調査委員会は、当該学生に対する事情聴取に際し、口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、学生が心身の故障、身柄の拘束その他の事由により、口頭による弁明ができないときは、これに代えて文書による意見書提出の機会を与えるものとする。

6 調査委員会は、認定事実とともに、次の各号に掲げる事項を総合的に判断して、懲戒処分の量定に係る審議を行い、処分に関する方針案(以下「処分方針案」という。)を策定し、大学執行部に提出しなければならない。

- (1) 当該学生の状態等並びに行為の悪質性及び重大性
- (2) 懲戒対象行為の動機、態様及び結果
- (3) 過去の懲戒対象行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び懲戒対象行為後の態様

(謹慎)

第8条 学長は、懲戒処分が決定するまでの間、懲戒の対象となる学生（以下「懲戒対象学生」という。）の登校を禁じる必要があると判断した場合は、当該学生に対し、1か月を超えない範囲で、謹慎を命ずることができる。

2 謹慎の期間は、停学期間に算入する。

(悪質性及び重大性の判断基準)

第9条 第7条第6項第1号の悪質性及び重大性の判断基準は、次のとおりとする。

(1) 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該懲戒対象行為の性質、当該懲戒対象行為に至る動機等により判断する。

(2) 重大性については、当該懲戒対象行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、当該懲戒対象行為が社会に及ぼした影響等により判断する。

(懲戒処分の申請)

第10条 大学執行部は、第7条の手続きを経た処分方針案について、懲戒処分申請書を作成し、速やかに学長へ懲戒処分の申請をしなければならない。

(懲戒処分の決定)

第11条 学長は、大学執行部からの懲戒処分の申請に基づき、大学執行部会議の議を経て懲戒処分を決定する。

2 学長が懲戒処分を決定した場合は、大学執行部は処分理由を記載した懲戒処分書を交付することにより、懲戒処分の告知をする。

3 懲戒処分の発効は、大学執行部会議において承認した日とする。

4 懲戒処分の伝達は、学生担当の副学長が、当該学生が所属する研究科長、学部長、又は専攻長立会いの下で行うものとし、学生が未成年の場合は保証人にも書面にて伝達することとする。ただし、学生が勾留等やむを得ない事由で登校できない場合は、書面送付にて伝達に代えることができる。

(懲戒の公示)

第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒の内容、その事由及び所属・学籍番号・学年を付して公示するものとする。ただし、氏名は非公開とする。

2 公示期間は、1か月とする。

3 特段の事情がある場合、調査委員会で調整のうえ、大学執行部会議の議を経て、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。

(無期停学処分の解除)

第13条 大学執行部は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判

断して、その処分を解除することが相当であると認めるときは、学長に対し、その処分の解除を申請することができる。

2 無期停学は、原則として3か月を経過した後でなければ、解除することができない。

3 無期停学処分の解除は、大学執行部会議の議を経て学長が決定する。

4 無期停学処分の解除の発効日は、大学執行部会議が処分解除申請を承認する際に定める。

5 第10条及び第11条の規定は、無期停学処分の解除に準用する。この場合において、懲戒処分は、懲戒処分の解除と読み替えるものとする。

(懲戒処分と学籍移動)

第14条 大学執行部は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学又は休学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

2 休学中の学生が停学となった場合、停学開始日は原則として当該休学期間終了後とする。

(不服申立て)

第15条 懲戒処分を受けた学生は、次の各号の一に該当する事由があるときは、懲戒処分の発効日の翌日から起算して14日以内に、学長に対し書面により不服を申し立てることができる。

(1) 懲戒対象行為に係る事実の認定の基礎となった証拠資料が、偽造又は変造されたものであることが判明した場合

(2) 懲戒対象行為に係る事実の認定の基礎となった証人の証言が、虚偽のものであることが判明した場合

(3) 懲戒対象行為に係る事実の認定の後に、重大な証拠が新たに発見された場合

(4) 懲戒対象行為に係る事実の認定に影響を及ぼす事実について、判断の遺脱があった場合

(5) 懲戒処分の結果に影響を与えるような新事実の発見又はそれに準ずる事由がある場合

2 前項の不服申立ては、1回に限り行うことができる。

3 第1項の書面には、不服を理由づける事実を具体的に記載し、根拠となる資料を提出しなければならない。

4 学長は、第1項の不服申立て及び根拠資料の提出があったときは、申立書及び根拠資料を大学執行部に情報提供し、再調査をさせるものとする。

(再調査委員会の設置)

第16条 大学執行部は、学長から懲戒処分に係る不服申立書及び根拠資料の提供があったときは、再調査委員会を設置しなければならない。

2 再調査委員会の委員長及び委員は、第7条第2項及び第3項に規定する調査委員会委員以外の教員とし、大学執行部が指名する。

(不服申立てに対する調査)

第17条 再調査委員会は、不服申立書及び根拠資料に基づき、不服申立てに正当な理由があるかどうかの判断に当たって、事実の確認を行う。

2 再調査委員会は、調査委員会の懲戒処分手続きに係る記録の確認を行う。

3 再調査委員会は、前2項の調査に基づき、不服申立書の根拠となる事実の存否及び懲戒処分の量定に係る審議を行い、再調査に基づく対処方針案(以下「再調査対処方針案」という。)を策定し、大学執行部へ提出しなければならない。

(不服申立てに対する回答書の決定)

第18条 大学執行部は、前条の手続きを経た再調査対処方針案について、不服申立てに係る回答書を作成し、速やかに学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の大学執行部からの不服申立てに係る回答書の提出があったときは、大学執行部会議の議を経て、不服申立てに係る回答を決定する。

3 学長は、前項の決定内容について、速やかに大学執行部及び本人へ文書をもって通知する。

4 学長は、再調査によって懲戒処分内容を変更したときは、学内に告示する。

(停学及び謹慎の期間における措置)

第19条 停学及び謹慎の期間中の学生の措置は、次の各号とおりとする。

(1) 停学期間中、当該学生の所属する担当教員は、面談等の教育的指導を段階的かつ継続的に行う。

(2) 停学中及び謹慎中の登校及び本学学生としての活動を禁止する。ただし、学長が必要と認めた場合は許可することができる。

(3) 停学中及び謹慎中の履修手続は、本学が定めた履修手続期間に行うことができる。

(4) 停学中及び謹慎中の試験等の受験は認めない。

(5) 停学処分の決定後又は停学中の場合は、休学願を受理しない。

(6) 休学中の学生が停学処分となった場合は、当該学生の停学期間中の休学を取り消す。

(7) 当該事案に係る処分の決定前に、懲戒対象行為を行った学生から自主退学の願い出があった場合は、これを受理しない。処分の決定後は、退学願を受理し、退学を許可することができる。

2 学長は、処分を受けた学生と学生会又はその他の学生団体(以下「学生団体等」という。)との間に、当該事案との関わりが認められた場合は、当該学生団体

等に対し、訓告、活動停止、解散の処分を行うことができる。

(懲戒処分に関する情報公開)

第20条 懲戒処分を受けた学生の将来を考慮し、成績証明書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、被処分者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(関係者の守秘義務)

第21条 学生の懲戒等に関係する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後(退職後も含む)も継続する。

(事務の所管)

第22条 この細則に関する事務は、大学事務局学生課が所管する。

(細則の改廃)

第23条 この細則の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。

附 則

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

■別表「懲戒処分基準」

事 由		戒告	停学		退学
			有期	無期	
犯 罪 行 為	殺人、強盗、強姦、放火、誘拐等の凶悪な犯罪行為又は未遂行為				○
	傷害、暴行、窃盗、恐喝、脅迫、強要、詐欺、過失致死、過失傷害等の犯罪行為	○	○	○	○
	大麻、麻薬、あへん、覚せい剤等の薬物の所持、使用、売買又はその仲介等		○	○	○
	痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮(隠し撮り)等及びセクシュアル・ハラスメント、卑猥な画像の SNS 投稿	○	○	○	○
	賭博、住居侵入、万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	○	○	○	
	ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「法」という。)第 2 条に規定するつきまとい、待ち伏せ等の悪質な行為		○	○	○
	その他のストーカー犯罪(法第 3 条に規定する行為等)	○	○	○	
	悪質な不正使用(成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等)		○	○	○
	その他の不正使用(著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等)	○	○	○	
	本学の知的財産を喪失させる行為(知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等)		○	○	○
	コンピュータ、SNS の不正使用等による悪質な行為		○	○	○
	コンピュータ、SNS の不正使用による不適切な行為	○	○	○	
飲 酒 行 為	飲酒を強要し死に至らしめる行為		○	○	○
	飲酒を強要し急性アルコール中毒等の被害を与える行為		○	○	○
	満 20 歳未満の学生と知りながら飲酒・喫煙を勧める行為		○	○	○
	満 20 歳未満の学生の飲酒・喫煙行為	○	○	○	
交 通 事 故	飲酒運転				
	酒酔い		○	○	○
	人身事故				○

事由		戒告	停学		
			有期		無期
交通 事故	酒気帯び	○	○	○	○
	人身事故		○	○	○
	飲酒運転車両への同乗等	○	○	○	
	飲酒運転以外での人身事故				
	死亡又は重篤な傷害	○	○	○	
	傷害	○	○	○	
	飲酒運転以外での交通法規違反				
	著しい速度超過等悪質な交通法規違反	○	○	○	
ハ ラ ス メ ン ト	本学の「ハラスメント防止のための相談ガイド」に抵触する行為	○	○	○	○
試 験	カンニング等の不正行為	○	○	○	
そ の 他	本学の教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為	○	○	○	○
	学力劣等で成業の見込みがない者（再三の督促、指導にもかかわらず修学意欲がなく成業が見込めない場合）				○
	正当な理由がなく、1か月以上欠席し、又は長期にわたって出席が常でない者（再三の連絡、督促にもかかわらず、出席意欲がなく、又は応答がなく、修学が見込めない場合）				○

※別表はあくまで基準であり、行為の悪質性、事案の重大性、本人の反省、保護者・保証人の処罰感情等を考慮して加重・軽減することがある。

表彰関係諸規則

■麗澤大学学生表彰細則

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 この細則は、麗澤大学学則第37条(表彰)に基づき、麗澤大学(以下「本学」という。)の学生(学部生・大学院生及び学生団体(「ゼミナール」、「学生が任意に組織したサークル等」のグループを含む。以下同じ。))の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学長表彰
- (2) 学長特別表彰

(学長表彰の選考基準)

第3条 学長表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号の一に該当するものを対象に行う。

- (1) 卒業又は修了時において、特に優秀な成績を修めたと認められる学生
- (2) 学術研究活動において、国際的又は全国規模の学会等から賞を受けた場合、社会的に高い評価を受けた場合等、顕著な業績を挙げたと認められる学生又は学生団体

(3) 課外活動

- ア) 国際的規模の競技会、展覧会、公演会等(以下「競技会等」という。)に出場、出展若しくは出演(以下「出場等」という。)を果たした場合
- イ) 全国的規模の競技会等に出場等を果たし、第3位までに入賞(これに相当する賞を含む。)した場合
- ウ) 関東地区又は関東地区を含む複数の地区が合同で行う競技会等への出場等を果たし、優勝(これに相当する賞を含む。)した場合など、優秀な成績を挙げたと認められる学生又は学生団体

(4) ボランティア活動等の社会奉仕活動において、公共団体等から表彰を受け、本学の名誉を著しく高めたと認められる学生又は学生団体

(5) 人命救助、災害救助等に多大な貢献をし、公共団体等から表彰を受けた学生又は学生団体

(6) 前各号と同等以上の表彰に価する行為があったと認められる学生又は学生団体

(学長特別表彰の選考基準)

第4条 学長特別表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号の一に該当するものを対象に行う。

- (1) 当該年度において、特に優秀な成績(GPA上位者)を修めたと認められる学生
- (2) 課外活動

ア) 柏市内又は柏市を含む千葉県全体で行う競技等への出場等を果たし、優秀な成績を挙げたと認められる場合

イ) 関東地区又は全国的規模の競技会等への出場等を果たした場合

(3) ボランティア活動等の社会奉仕活動において、他の学生の模範となる活動だと認められる学生又は学生団体

(4) 麗澤大学学生寮において、他の寮生の模範となる活動だと認められる寮生又は寮内組織(ユニット・フロア・棟・学生寮全体)

(5) 人命救助、災害救助等に貢献し、本学の名誉を高めたと認められる場合

(6) 前各号と同等以上の表彰に価する行為があったと認められる学生又は学生団体

(表彰候補者の推薦)

第5条 学部長、研究科長及び課外活動の顧問教員等は、第3条及び第4条の各号に該当すると認められる学生又は学生団体を学長に推薦することができる。

2 第3条第1項第1号に該当する場合は、当該年度の卒業又は修了の認定後速やかに行う。

3 第4条第1項第1号に該当する場合は、当該年度の成績判定が確定後速やかに行う。

4 前項以外に該当する場合は、その都度行う。

(表彰者の決定)

第6条 表彰者の決定は、学生委員会の議を経て学長が決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学長表彰 賞状及び記念品等
- (2) 学長特別表彰 賞状

(表彰の時期)

第8条 表彰は、表彰が決定された日の属する年度の10月と3月の2回に分けて行うものとする。ただし、第3条第1項第1号、第2号及び第4条第1項第1号に該当する表彰については、原則として表彰が決定された日の属する年度の3月に行うものとする。

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

■別表「表彰細則区分表」

表彰条項	学長表彰	時期	学長特別表彰	時期
学業成績	卒業時成績優秀者	卒業修了時 3月	GPAの年度成績 上位者	年度末 3月
学術研究活動	国際的、全国規模の学会等から受賞、評価された者	10月 3月		10月 3月
課外活動	国際規模大会等に出場した者・団体		千葉県レベルの競技会等に出場し、優秀な成績を受賞した者・団体	
	全国規模の競技会等に出場し3位以内に入賞した者・団体		関東地区又は全国的規模の競技会等に出場した者・団体	
	関東地区レベルの競技会等で優勝又は優秀な成績受賞者・団体			
ボランティア活動	公共団体等から表彰を受け、名誉を高めた者・団体		他の学生の模範となる活動だと認められた者・団体	
社会貢献	人命救助、災害救助等で表彰を受けた者・団体		人命救助、災害救助等に貢献し、名誉を高めた者・団体	
		寮生の模範となる活動と認められた者・団体		

※学長表彰における成績優秀者の表彰は、学位授与式において行います。